

○国土交通省告示第四百九十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十六条第一項及び第二項第一号、第四十六条第四項表一（八）項、第八十条の二第一号、第八十一条第二項第一号イ、第九十四条並びに第九十九条並びに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第八条の三の規定に基づき、建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数值を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年三月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

（建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数值を定める件の一部改正）

第一条 建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数值を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という）。

）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及びはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（JISA五五〇八―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（床下地材の上から打ち付けたものを含む。）（くぎの間隔は、別表第二（一）項に掲げる軸組にあつては十二センチメートル以下、同表（二）項及び（三）項に掲げる軸組にあつては二十センチメートル以下、その他の軸組にあつては三十センチメートル以下に限る。）並びに間柱及び胴つなぎその他これらに類するものに、同表（い）欄に掲げる材料を同表（ろ）欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように間柱又は胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限り、同表（七）項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプaster（JISA六九〇四―一九七六（せつこう</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及びはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（JISA五五〇八―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔は、三十センチメートル以下に限る。）並びに間柱及び胴つなぎその他これらに類するものに、別表第二（い）欄に掲げる材料を同表（ろ）欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように間柱又は胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限り、同表（三）項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプaster（JISA六九〇四―一九七六（せつこうプaster）に定めるせつこうプaster又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。次号において同じ。）を厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）</p>

（プaster）に定めるせつこうプaster又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。次号において同じ。）を厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

四 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材を用いて六十一センチメートル以下の間隔で五本以上設けた貫（継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）に、別表第二（い）欄に掲げる材料を同表（る）欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように貫の部分に設けたもの限り、同表（七）項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプasterを厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

五 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上（別表第三（一）項から（三）項までに掲げる軸組にあつては、六センチメートル以上の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ（JIS A五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（くぎの間隔は、同表（一）項から（三）項までに掲げる軸組にあつては十二センチメートル以下、同表（四）項及び（五）項に掲げる軸組にあつては二十センチメートル以下、その他の軸組にあつては三十センチメートル以下に限る。）並びに柱及び間柱並びにはり、けたその他の横

四 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材を用いて六十一センチメートル以下の間隔で五本以上設けた貫（継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）に、別表第二（い）欄に掲げる材料を同表（る）欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように貫の部分に設けたもの限り、同表（三）項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプasterを厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

五 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ（JIS A五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（くぎの間隔は、三〇センチメートル以下に限る。）並びに柱及び間柱並びにはり、けたその他の横架材の片面に、別表第三（い）欄に掲げる材料を同表（る）欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組

架材の片面に、同表(い)欄に掲げる材料を同表(ろ)欄に掲げる方法によ
つて打ち付けた壁を設けた軸組

六〇十四 (略)

別表第一

(一)II	材 料		(い)
	種類 くぎの	くぎ打の方法	(ろ)
	くぎの間隔		
N五〇	一枚の壁材 につき外周 部分は七・ 五センチメ ートル以下 、その他の 部分は十五 センチメー		(は)
構造用パーティクルボード（ J I S A五九〇八―二〇一 五（パーティクルボード）に 規定する構造用パーティクル ボードに限る。）又は構造用 M D F（J I S A五九〇五 ―二〇一四（繊維板）に規定 する構造用M D Fに限る。）	倍 率		四・三

六〇十四 (略)

別表第一

(新設)	材 料		(い)
	種類 くぎの	くぎ打の方法	(ろ)
	くぎの間隔		
倍 率		(は)	

(四)Ⅱ	(三)Ⅱ	(二)Ⅱ
構造用合板又は化粧ばり構造	構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するもので、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）
N五〇	N五〇	○ C N 五
十五センチ		トル以下
二・五		三・七
(一)Ⅱ	(新設)	(新設)
構造用合板又は化粧ばり構造		
N五〇		
十五センチ		
二・五		

	<p>用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）</p>
(五)II	<p>パーティクルボード（JIS A 5908—1994（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く</p>

メートル以下

	<p>用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）</p>
(二)II	<p>パーティクルボード（JIS A 5908—1994（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプのものを除く。）</p>

メートル以下

<p>一 この表において、N三八、N五〇、CN五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるN三八、N五〇、CN五〇、GNF四〇</p>	<p>四 (六) (略)</p>	<p>。で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）構造用パーティクルボード（JIS A五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）構造用MDF（JIS A五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用MDFに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。）</p>
---	------------------	--

<p>一 この表において、N三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五（くぎ）に定めるN三八、N五〇、GNF四〇、GNC四〇及びS</p>	<p>四 (三) (略)</p>	<p>で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号）に規定するものに限る。）</p>
--	------------------	--

○、GNC四〇及びSN四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二 表中(い)欄に掲げる材料(十項から(㉔)項までに掲げるものを除く。)を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。

三 二以上の項に該当する場合は、これらのうち(は)欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。

別表第二

材				(い)		
料						
種類	くぎの	くぎ打の方法		(ろ)		
	くぎの間隔					
率	係る倍	軸組に	定める	三号に	第一第	(は)
率	係る倍	軸組に	定める	四号に	第一第	(に)

N四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。

二 表中(い)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。

(新設)

別表第二

材				(い)		
料						
種類	くぎの	くぎ打の方法		(ろ)		
	くぎの間隔					
率	係る倍	軸組に	定める	三号に	第一第	(は)
率	係る倍	軸組に	定める	四号に	第一第	(に)

(一)Ⅱ	(二)Ⅱ
構造用パーティクルボード（JIS A 五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（JIS A 五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用MDFに限る。）	構造用合板又は化粧合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが九ミリメートル以上のものに限る
N 五〇	C N 五 ○
一枚の壁材につき外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は十五センチメートル以下	
四・〇	三・三
(新設)	(新設)

(五)Ⅱ	(四)Ⅱ	(三)Ⅱ	
(JIS A五九〇 パーティクルボード	構造用合板又は化粧 張り構造用合板(合 板の日本農林規格に 適合するもの(屋外 壁等に用いる場合は 特類に限る。))で、 厚さが七・五ミリメ ートル以上のものに 限る。)	構造用パネル(構造 用パネルの日本農林 規格に規定するもの で、厚さが九ミリメ ートル以上のものに 限る。))
	N五〇	N五〇	
	下 メートル以		
	二・五		
	一・五		
(二)Ⅱ	(一)Ⅱ	(新設)	
(JIS A五九〇 パーティクルボード	構造用合板又は化粧 張り構造用合板(合 板の日本農林規格に 適合するもの(屋外 壁等に用いる場合は 特類に限る。))で、 厚さが七・五ミリメ ートル以上のものに 限る。)		
	N五〇		
	下 メートル以		
	二・五		
	一・五		

(六)II	
<p>構造用パーティクル ボード（JIS A 五九〇八―二〇一五 （パーティクルボ ード）に規定する構造 用パーティクルボ</p>	<p>八―一九九四（パー ティクルボード）に 適合するもの（曲げ 強さによる区分が八 タイプであるものを 除く。）で厚さが十 二ミリメートル以上 のものに限る。）又 は構造用パネル（構 造用パネルの日本農 林規格に規定するも のに限る。）</p>
(新設)	<p>八―一九九四（パー ティクルボード）に 適合するもの（曲げ 強さによる区分が八 タイプであるものを 除く。）で厚さが十 二ミリメートル以上 のものに限る。）又 は構造用パネル（構 造用パネルの日本農 林規格（昭和六十二 年農林水産省告示第 三百六十号）に規定 するものに限る。）</p>

<p>ドに限る。)又は構造用MDF(JIS A五九〇五―二〇一四(繊維板)に規定する構造用MDFに限る。)</p>	<p>(十)〓 (七)〓</p> <p>(略)</p>	<p>一 この表において、N五〇、CN五〇、GNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるN五〇、CN五〇、GNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p> <p>二 表中(い)欄に掲げる材料(七項から(十)項までに掲げるものを除く。)を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。</p> <p>三 二以上の項に該当する場合は、これらのうち、第一第三号に</p>
---	-----------------------------	--

	<p>(六)〓 (三)〓</p> <p>(略)</p>	<p>一 この表において、N五〇、GNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるN五〇、GNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p> <p>二 表中(い)欄に掲げる材料を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしろありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。</p> <p>(新設)</p>
--	-----------------------------	---

定める軸組にあつては(は)欄に掲げる数値、第一第四号に定める軸組にあつては(に)欄に掲げる数値が、それぞれ最も大きいものである項に該当するものとする。

別表第三

(一)Ⅱ	材 料		(い)
	くぎの 種類	くぎ打の方法	(ろ)
	くぎの間隔		
構造用パーティクルボード（ J I S A五九〇八一二〇一 五（パーティクルボード）に 規定する構造用パーティクル ボードに限る。）又は構造用 M D F（J I S A五九〇五 ―二〇一四（繊維板）に規定	N五〇	一枚の壁材 につき外周 部分は七・ 五センチメ ートル以下 、その他の 部分は十五	倍 率
	四・三		(は)

別表第三

(新設)	材 料		(い)
	くぎの 種類	くぎ打の方法	(ろ)
	くぎの間隔		
	倍 率		(は)

<p>(四) 構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した</p>	<p>(三) 構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するもので、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）</p>	<p>(二) 構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）</p>	<p>する構造用MDFに限る。）</p>
<p>十五センチメートル以下</p>	<p>N五〇</p>	<p>○ C N 五</p>	<p>センチメートル以下</p>
<p>二・五</p>		<p>三・七</p>	

(新設)

(新設)

(新設)

<p>場合又はこれと同等以上の安 全上必要な耐候措置を講じた 場合を除き、七・五ミリメー トル）以上のものに限る。）</p>	<p>(五)Ⅱ パーティクルボード（JIS A五九〇八―一九九四（パ ーティクルボード）に適合す るもの（曲げ強さによる区分 が八タイプであるものを除く 。）で厚さが十二ミリメート ル以上のものに限る。）、構 造用パーティクルボード（J IS A五九〇八―二〇一五 （パーティクルボード）に規 定する構造用パーティクルボ ードに限る。）、構造用MD F（JIS A五九〇五―二 〇一四（繊維板）に規定する 構造用MDFに限る。）又は 構造用パネル（構造用パネル</p>
--	--

(新設)

<p>の日本農林規格に規定するものに限る。)</p>	<p>(八) 〓 (六) 〓</p> <p>(略)</p>	<p>一 この表において、N五〇、CN五〇、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるN五〇、CN五〇、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p> <p>二 表中(い)欄に掲げる材料(六)項から(八)項までに掲げるものを除く。()を地面から一メートル以内の部分に用いる場合には、必要に応じて防腐措置及びしるありその他の虫による害を防ぐための措置を講ずるものとする。</p> <p>三 二以上の項に該当する場合は、これらのうち(は)欄に掲げる数値が最も大きいものである項に該当するものとする。</p>
	<p>(三) 〓 (一) 〓</p> <p>(略)</p>	<p>この表において、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるGNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

（枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全
上必要な技術的基準を定める件の一部改正）

第二条 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する
安全上必要な技術的基準を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十号）の一部を次のよ
うに改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを削る。

改正後

第五 壁等

一〇十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(一)	緊結する部分		緊結の方法		許容せん断力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	断力	
	くぎの本数				
	くぎの間隔				
	断力	許容せん断力			

改正前

第五 壁等

一〇十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材又は小屋組の部材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材又は小屋組の部材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならない。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

(一)	緊結する部分		緊結の方法		許容せん断力
	くぎの種類	くぎの本数	くぎの間隔	断力	
	くぎの本数				
	くぎの間隔				
	断力	許容せん断力			

十六 (略)	(削除)	(四) ㄱ
		(略)

十六 (略)	(五) ㄹ		(四) ㄱ
	筋かいの両端部		壁の枠組材と
	B N 六 五	C N Z 六 五	C N 六 五
	下 枠、 た て 枠 及 び 上 枠 三 本	下 枠、 た て 枠 及 び 上 枠 二 本	下 枠、 た て 枠
		ン ニ ユ ー ト	一 箇 所 当 たり 千 百

（構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件の一部改正）

第三条 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件（平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表一―二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第一 構造耐力上主要な部分である壁に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁の構造方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 各階の張り間方向及びけた行方向に配置する耐力壁は、それぞれの方向につき、耐力壁のたて枠相互の間隔が五十センチメートルを超える場合においては次の表一の、当該間隔が五十センチメートル以下の場合においては次の表一―二の耐力壁の種類に掲げる区分に応じて当該耐力壁の長さと同表の倍率の欄に掲げる数値を乗じて得た長さの合計を、その階の床面積（その階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、平成十二年建設省告示第千三百五十一号に規定する面積をその階の床面積に加えた面積）に次の表二に掲げる数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、次の表二に掲げる数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上で、かつ、その階（その階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。）の見付面積（張り間方向又はけた行方向の鉛直投影面積をいう。以下同じ。）からその階の床</p>

面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

(一)	耐力壁の種類	緊結の方法	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの本数	くぎ又はねじの間隔	倍率
			C N 五〇	—	壁材の外周部分は	
			C N Z 五〇		十センチメートル	
			B N 五〇		以下、その他の部分は二十センチメートル	
						三

面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値以上としなければならない。

表一

(一)	耐力壁の種類	倍率

構造用合板若しくは化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号。以下「合板規格」という。）に規定する特類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。））に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下「構造用合板等」と

定する特類又は一類（屋外に面する部分（防水紙その他これに類するもので有効に防水さされている部分を除く。）又は湿潤状態となるおそれのある部分（常時湿潤状態となるおそれのある部分を除く。）に用いる場合は特類に限る。）をいう。以下「構造用合板等」という。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル

メートル以下

いう。）のうち厚さ七・五ミリメートル以上の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格（昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号。以下「構造用パネル規格」という。）に規定する一級、二級、三級又は四級をいう。以下同じ。）、ハードボード（日本工業規格（以下「JIS」という。）A五九〇五（繊維版）―一九九四に規定するハードファイバーボードの三五タイプ又は四五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ七ミリメートル以上のもの又はパーティクルボード（JIS A五九〇八（パーティクルボード）―一九九四に規定する一八タイプ、一三タイプ、二四―一〇タイプ、一七・五―一〇・五タイプ又は三〇―一五タイプをいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁

(構造用パネルの
日本農林規格(昭
和六十二年農林水
産省告示第三百六
十号。以下「構造
用パネル規格」と
いう。)に規定す
る一級、二級、三
級又は四級をいう
。表一―二(四)及び
(七)において同じ。
)、ハードボード
(日本工業規格(以
下「JIS」とい
う。)A五九〇
五(繊維板)―一
九九四に規定する
ハードファイバー
ボードの三五タイ
プ又は四五タイ
プをいう。以下同

(二)	
構造用合板等のうち厚さ七	。のうち厚さ七 ミリメートル以上 のもの又はパーテ ィクルボード（J IS A五九〇八 （パーティクルボ ード）―一九九四 に規定する一八タ イプ、一三タイ プ、二四―一〇タイ プ、一七・五― 〇・五タイプ又は 三〇―一五タイ プをいう。以下同 じ。のうち厚さ十 二ミリメートル以 上ものを片側全 面に打ち付けた耐 力壁
C N 五〇	
―	
壁材の外	
二・五	

(二)	
構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九	
二・五	

<p>ち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級又はハードボードのうち厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(三) 構造用せっこうボードA種（JIS A六九〇一（せっこうボード製品）―二〇〇五に規定する構造用せっこうボードA種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上</p>
<p>CNZ五〇 BN五〇</p>	<p>GNF四〇 SF四五 WSN DTSN</p>
<p>―</p>	<p>―</p>
<p>周部分は一・七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>壁材の外周部分は一・七センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>
<p>―</p>	<p>一・七</p>
<p>ミリメートル未満の二級又はハードボードのうち厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>(三) 構造用せっこうボードA種（JIS A六九〇一（せっこうボード製品）―二〇〇五に規定する構造用せっこうボードA種をいう。以下同じ。）のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
<p>―</p>	<p>一・七</p>

(五)		(四)
○ (繊維強化セメ J I S A 五四三 フレキシブル板 (壁 のものを片側全面 に打ち付けた耐力 壁	構造用せっこうボ ードB種 (J I S A 六九〇一 (せ っこうボード製品 — 二〇〇五に規 定する構造用せっ こうボードB種を いう。以下同じ。) のうち厚さ十二 ミリメートル以上 のものを片側全面 に打ち付けた耐力 壁
S F 四五 G N F 四〇		G N F 四〇 S F 四五 W S N D T S N
壁材の外 周部分は 十五センチ	下 一 十 分 は 二 十 セ ン チ メ ー ト ル 以 上	壁材の外 周部分は 十センチ メー ト ル 以 下、そ の他の部 分は二十 センチメ ー ト ル 以 上
一・五		一・五
(新設)		(四)
	面に打ち付けた耐力壁	構造用せっこうボードB種 (J I S A 六九〇一 (せ っこうボード製品) — 二〇〇五に規定する構造用 せっこうボードA種をいう。以下同じ。) のうち厚 さ十二ミリメートル以上のもの又はフレキシブル板 (J I S A 五四三〇 (繊維強化セメント板) — 二 〇〇一に規定するフレキシブル板をいう。以下同じ) のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全 面に打ち付けた耐力壁
		一・五

<p>ント板) — 二〇〇 一に規定するフレ キシブル板をいう 。以下同じ。)の うち厚さ六ミリメ ートル以上のもの を片側全面に打ち 付けた耐力壁</p>	<p>(六) 強化せつこうボー ド (J I S A 六 九〇一 (せつこう ボード製品) — 二 〇〇五に規定する 強化せつこうボー ドをいう。以下同 じ。)のうち厚さ 十二ミリメートル 以上のものを片側 全面に打ち付けた 耐力壁</p>
	<p>G N F 四〇 S F 四五 W S N D T S N</p>
	<p>—</p>
<p>チメートル ル以下、 その他の 部分は三 十センチ メートル 以下</p>	<p>壁材の外 周部分は 十センチ メートル 以下、そ の他の部 分は二十 センチメ ートル以 下</p>
<p>一・三</p>	
<p>(五) 強化せつこうボード (J I S A 六九〇一 (せつこ うボード製品) — 二〇〇五に規定する強化せつこう ボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメ ートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	
<p>一・三</p>	

(八)	(七)
<p>シーリングボード (JIS A五九〇五(繊維板) 一九九四に規定す るシーリングボー ドをいう。以下同 じ。)のうち厚さ 十二ミリメートル</p>	<p>せっこうボード (JIS A六九〇一(せっこうボード製品) 二〇〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
SN四〇	GNF四〇 SF四五 WSN DTSN
<p>壁材の外 周部分は 十センチ メートル 以下、そ 他の部 分は二十 センチメ</p>	<p>壁材の外 周部分は 十センチ メートル 以下、そ 他の部 分は二十 センチメ ートル以 下</p>
—	—
(新設)	(六)
	<p>せっこうボード (JIS A六九〇一(せっこうボード製品) 二〇〇五に規定するせっこうボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシーリングボード (JIS A五九〇五(繊維板) 一九九四に規定するシーリングボードをいう。以下同じ。)のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
	—

(十)		(九)	
厚さ十八ミリメートル		力壁 面に打ち付けた耐 力壁	以上のものを片側 全面に打ち付けた 耐力壁
C N 六五		れの種類	
下枠、		本数 ぞれの	
—		間隔 れぞれの	下 —トル以
○・五	五) きは、 えると 五を超 の和(の数値と ぞれの のそれ (八)まで (一)から の数値と ぞれの の数値と ぞれの	(一)から (八)まで (一)から (八)まで (一)から (八)まで

(八)		(七)	
厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル		耐力壁 (一)から(六)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた	
○・五	五) きは、 えると 五を超 の和(の数値と ぞれの のそれ (六)まで (一)から の数値と ぞれの の数値と ぞれの	(一)から (六)まで (一)から (六)まで (一)から (六)まで

(七)			
併用した耐力壁 掲げる筋かいとを 掲げる耐力壁と(十)に 掲げる耐力壁と(十)に 併用した耐力壁		トル以上、幅八十 九ミリメートル以 上の筋かいを入れ た耐力壁	
れの種類 (一)から(十)ま でのそれぞれ		C N Z 六 五	
本数 それぞれの の間隔		下 枿、 た て 枿、 及 び 上 枿 三 本	
それぞれ の間隔		た て 枿 及 び 上 枿 二 本	
(一)から(十) までのそ れぞれの 間の			
の数値と (十)の数 値との 和(五) を超え るとき は、五		(一)から (九)まで のそ れ ぞ れ の 数 値 と	

(九)			
併用した耐力壁 (一)から(七)までに掲げる耐力壁と(八)に掲げる筋かいと を併用した耐力壁		以上 の 筋 か い を 入 れ た 耐 力 壁	
の数値と (八)の数 値との 和(五) を超え るとき は、五		(一)から (七)まで のそ れ ぞ れ の 数 値 と	

一 この表において、SF四五、CN五〇、CN六五、CNZ五〇、CNZ六五、BN五〇、BN六五、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するSF四五、CN五〇、CN六五、CNZ五〇、CNZ六五、BN五〇、BN六五、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、JIS B一一二（十字穴付き木ねじ）―一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSNは、JIS B一二五（ドリリングタツピンねじ）―二〇〇三に適合するドリリングタツピンねじであって、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランプェット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のものを表すものとする。以下表一―二において同じ。

二 (十)に掲げる耐力壁であって、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が一メートル当たり千百ニュートン以下であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。

表一―二

(新設)

表一―二

(一)		耐力壁の種類		倍率			
構造用合板等のうち厚さ十二ミリメートル以上の一級若しくは二級又は構造用パネル（構造用パネル規格に規定する一級、二級又は三級のものに限る。(五)において同じ。)のうち厚さが十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち					くぎ又はねじの種類	緊結の方法	
					C N 六五 C N Z 六五		くぎ又はねじの本数
							くぎ又はねじの間隔
四・八		壁材の外周部分は五センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下					
(新設)		耐力壁の種類		倍率			

(三)		
構造用合板等のうち厚さ十二ミリメ	打ち付けた耐力壁。 を片側全面に。以下同じ。	付けた耐力壁
C N Z 六五		C N 五〇 C N Z 五〇
壁材の外周部分は	下 一トル以 センチメ 分は二十 の他の部 以下、そ メートル 五センチ 周部分は	壁材の外周部分は
四・五		四・八

(新設)

(新設)

(五)	(四)	
構造用合板等のう	構造用合板等のう ち厚さ九ミリメー トル以上の一級若 しくは二級又は構 造用パネルのうち 厚さが九ミリメー トル以上のものを 片側全面に打ち付 けた耐力壁	一トル以上の一級 又は二級を片側全 面に打ち付けた耐 力壁
C N 六五	C N 五〇 C N Z 五〇	
壁材の外	壁材の外 周部分は 五センチ メートル 以下、そ 他の部 分は二十 センチメ ートル以 下	七・五セ ンチメー トル以下 、その他 の部分は 二十セン チメート ル以下
三・六	三・七	

(新設)

(新設)

	(六)	
	構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一級を片側全面に打ち付けた耐力壁	ち厚さ十二ミリメートル以上の一級若しくは二級又は構造用パネルのうち厚さが十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁
	C N 五〇 C N Z 五〇 B N 五〇	C N Z 六五
	—	
以下 メートル 十センチ 部分は二 れ以外の 以下、そ メートル 十センチ 以下	壁材の外周部分は十センチメートル以下、それ以外の部分は二メートル以下	周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下
	三・五	

	(一)	
	構造用合板等のうち厚さ九ミリメートル以上の一級を片側全面に打ち付けた耐力壁	
	三・五	

(八)		(七)
構造用合板等で厚	<p>構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの、パーティクルボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの、構造用パーティクルボード、構造用MDF又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>C N 五〇 C N Z 五〇 B N 五〇</p>
C N 五〇		C N 五〇 C N Z 五〇 B N 五〇
壁材の外	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下
二・五		三
(三)		(二)
構造用合板等で厚さ七・五ミリメートル以上九ミリ	<p>構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの、パーティクルボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用合板等のうち厚さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の一級若しくは厚さ九ミリメートル以上の二級、ハードボードのうち厚さ七ミリメートル以上のもの、パーティクルボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又は構造用パネルを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>
二・五		三

(九)	
フレキシブル板のうち厚さ六ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	さ七・五ミリメートル以上九ミリメートル未満の二級、ハードボードで厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁
S F 四五 G N F 四〇	C N Z 五〇 B N 五〇
壁材の外周部分は十五センチメートル以下、その他の部分は三十センチ	周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下
二	
(四)	
フレキシブル板のうち厚さ六ミリメートル以上のもの又はパルプセメント板（JIS A五四一四（パルプセメント板）―一九九三に規定する一・〇板をいう。以下同じ。）のうち厚さ八ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁	メートル未満の二級、ハードボードで厚さ五ミリメートル以上七ミリメートル未満のもの又は硬質木片セメント板で厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁
二	

(十)	(十)	
<p>構造用せっこうボードA種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>パルプセメント板 (JIS A五四一四(パルプセメント板)―一九九三に規定する一・〇板をいう。)のうち厚さ八ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	
<p>GNF四〇 SF四五 WSN DTSN</p>	<p>GNF四〇 SF四五</p>	
<p>―</p>	<p>―</p>	
<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十</p>	<p>メートル以下</p>
<p>一・七</p>	<p>二</p>	
(五)	(新設)	
<p>構造用せっこうボードA種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>		
<p>一・七</p>		

(三)	(七)	
<p>強化せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面</p>	<p>構造用せつこうボードB種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁</p>	
<p>D T S N W S N S F 四五 G N F 四〇</p>	<p>D T S N W S N S F 四五 G N F 四〇</p>	
<p>壁材の外周部分は十センチメートル</p>	<p>壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下</p>	<p>センチメートル以下</p>
一・三	一・五	
(七)	(六)	
<p>強化せつこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁</p>	<p>構造用せつこうボードB種のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片面全面に打ち付けた耐力壁又は厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に斜めに打ち付けた耐力壁</p>	
一・三	一・五	

(五)	(六)	
シーリングボード	せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシートの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	壁に打ち付けた耐力
S N 四 〇	D T S N W S N S F 四 五 G N F 四 〇	
壁材の外	壁材の外周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下	以下、その他の部分は二十センチメートル以下
一	一	

(新設)	(八)	
	せっこうボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はシーリングボードのうち厚さ十二ミリメートル以上のもの又はラスシート（角波亜鉛鉄板は厚さ〇・四ミリメートル以上、メタルラスは厚さ〇・六ミリメートル以上のものに限る。）を片側全面に打ち付けた耐力壁	
		一

(七)		(六)	
(一)から(六)までに掲		厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側に全面に横に打ち付けた耐力壁	のうち厚さ十二ミリメートル以上のものを片側全面に打ち付けた耐力壁
(一)から(六)ま	B N 五〇	C N 五〇 C N Z 五〇	
(一)から	下枠、 たて枠 及び上 枠三本	下枠、 たて枠 及び上 枠二本	
(一)から(六)		—	周部分は十センチメートル以下、その他の部分は二十センチメートル以下
(一)から		〇・五	

(十)		(九)	
(一)から(九)までに掲げる壁材を両側全面に打ち付けた		厚さ十三ミリメートル以上、幅二十一センチメートル以上の製材を片側全面に横に打ち付けた耐力壁	
(一)から		〇・五	

		(六)	
た耐力壁		厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	ける壁材を両側全面に打ち付けた耐力壁
BN六五		CN六五 CNZ六五	でのそれぞれの種類
下枠、	枠二本 及び上	下枠、 たて枠	(六)までの のそれ のそれ の本数
		—	までのそれぞれの 間隔
		○・五	(六)までの のそれ のそれ の数値と の数値と (一)から (六)まで のそれ のそれ の数値と の数値と
		(七)	
た耐力壁		厚さ十八ミリメートル以上、幅八十九ミリメートル以上の筋かいを入れた耐力壁	耐力壁
		○・五	(九)までの のそれ のそれ の数値と の数値と (一)から (九)まで のそれ のそれ の数値と の数値と

<p>一 (六)に掲げる耐力壁であって、壁の枠組材と筋かいの両端部の短期に生ずる力に対する許容せん断力が一メートル当たり千百ニュートン以下であることが確かめられた場合においては、緊結の方法の欄に掲げる方法によらないことができる。</p> <p>二 二以上の項に該当する場合は、これらのうち倍率の欄に掲げ</p>		(五)	
		(一)から(七)までに掲げる耐力壁と(六)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	
		(一)から(六)までのそれぞれの種類	
		(一)から(六)までのそれぞれの本数	たて枠及び上枠三本
		(一)から(六)までのそれぞれの間隔	
		(一)から(七)までのそれぞれの数値と(六)との和(五)を超えるときは、五	

(新設)		(三)	
		(一)から(十)までに掲げる耐力壁と(三)に掲げる筋かいとを併用した耐力壁	
	(一)から(十)までのそれぞれの数値と(三)との和(五)を超えるときは、五		

る数値が最も大きいものである項に該当するものとする。

表二・表三 (略)

六〇十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならぬ。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

) (一) (略)	緊結する部分		緊結の方法		許容せん断力
	くぎの種類	くぎの本数 隔	くぎの間隔	許容せん断力	
	くぎの本数				
	くぎの間隔				
	許容せん断力				

表二・表三 (略)

六〇十四 (略)

十五 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ（第十一号ただし書の規定により耐力壁の上枠と床版の枠組材とを緊結する場合にあつては、当該床版の枠組材。以下この号において同じ。）又はまぐさ受けとは、次の表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の緊結の方法の欄に掲げるとおり緊結しなければならぬ。ただし、接合部の短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が、同表の緊結する部分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の許容せん断耐力の欄に掲げる数値以上であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

) (一) (略)	緊結する部分		緊結の方法		許容せん断力
	くぎの種類	くぎの本数 隔	くぎの間隔	許容せん断力	
	くぎの本数				
	くぎの間隔				
	許容せん断力				

		(四)
(削除)	(略)	(削除)

		(五)	(四)
壁材の種類	部	壁の枠組材と筋かいの両端	
くぎ又はねじの種類	B N 六五	C N Z 六五	
ねじの本数	下枠、 たて枠 及び上 枠三本	下枠、 たて枠 及び上 枠二本	
くぎ又はねじの間隔			
		一メートル当たり 千百ニユ ートン	

十六 壁の枠組材と壁材とは、次の表に掲げる通り緊結しなければならない。

フレキシブル板	シーディングボード	せっこうボード	パルプセメント板	構造用合板、化粧ばり構造用合板、パーティクルボード、ハードボード、構造用パネル、硬質木片セメント板又はラスシート
S F 四五 G F N 四〇	S N 四〇	D T S N W S N S F 四五 G N F 四〇	S F 四五 G N F 四〇	C N 五〇 C N Z 五〇 B N 五〇
壁材の外周部分は十五センチメートル以下		その他の部分 は二十センチメートル以下	壁材の外周部分 は十センチメートル以下、 その他の部分 は二十センチメートル以下	壁材の外周部分 は十センチメートル以下 、その他の部分 は二十センチメートル以下

<p>この表において、SF四五、CN五〇、CNZ五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八（くぎ）―二〇〇五に規定するSF四五、CN五〇、CNZ五〇、BN五〇、GNF四〇及びSN四〇を、WSNは、JIS B一一二（十字穴付き木ねじ）―一九九五に適合する十字穴付き木ねじであって、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のものを、DTSNは、JIS B一一二五（ドリリングタップピンねじ）―二〇〇三に適合するドリリ</p>			製材	
	BN五〇	CN五〇 CNZ五〇	下枠、た て枠及び 上枠二本	<p>下、その他の 部分は三十七 センチメートル 以下</p>
	下枠、た て枠及び 上枠二本	上枠二本	下枠、た て枠及び 上枠二本	

十六 (略)

第三 第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一 (略)

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第十二号及び第十五号並びに第二二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ・ロ (略)

三 (略)

ングタツピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さ、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十ミリメートル以上のものを表すものとする。

十七 (略)

第三 第一及び第二で定めるもののほか、次に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた構造耐力上主要な部分である壁及び床版に枠組壁工法により設けられるものを用いた建築物又は建築物の構造部分（以下「建築物等」という。）については、次の各号に掲げるところによる。

一 (略)

二 次のイ及びロに定めるところにより行う構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた建築物等については、第一第五号、第六号、第七号（交さ部に設けた外壁の耐力壁の長さの合計が九十センチメートル以上である場合に限る。）、第十二号、第十五号及び第十六号並びに第二二号（床根太の支点間の距離に係る部分に限る。）及び第七号の規定は適用しない。

イ・ロ (略)

三 (略)

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十七条第一項の規定に基づき、木造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあつては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあつては次の表一に、その他の柱にあつては次の表二に、それぞれ掲げる表三(い)から(ぬ)までに定めるところによらなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合においては、この限りでない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>表一</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十七条第一項の規定に基づき、木造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあつては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあつては次の表一に、その他の柱にあつては次の表二に、それぞれ掲げる表三(い)から(ぬ)までに定めるところによらなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合においては、この限りでない。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>表一</p>

(略)	軸組の種類	構造用合板等を昭和五十六年建設省告示 第千百号別表第一(四)項又は(五)項に定める 方法で打ち付けた壁を設けた軸組	(略)	軸組の種類
	上階及び当 該階の柱が 共に出隅の 柱の場合			出隅の柱
	上階の柱が出 隅の柱であり 、当該階の柱 が出隅の柱で ない場合			表三(ほ)
	上階及び当 該階の柱が 共に出隅の 柱でない場 合			表三(ろ)
				その他の軸 組端部の柱

表二

(略)	軸組の種類	構造用合板等を昭和五十六年建設省告示 第千百号別表第一(一)項又は(二)項に定める 方法で打ち付けた壁を設けた軸組	(略)	軸組の種類
	上階及び当 該階の柱が 共に出隅の 柱の場合			出隅の柱
	上階の柱が出 隅の柱であり 、当該階の柱 が出隅の柱で ない場合			表三(ほ)
	上階及び当 該階の柱が 共に出隅の 柱でない場 合			表三(ろ)
				その他の軸 組端部の柱

表二

<p>三 (略)</p> <p>表三・表四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>構造用合板等を昭和五十六年建設省告示第千 百号別表第一(四)項又は (五)項に定める方法で打 ち付けた壁を設けた軸 組</p>	表三 (ち)
		表三 (へ)	
		表三 (は)	
<p>三 (略)</p> <p>表三・表四 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>構造用合板等を昭和五十六年建設省告示第千 百号別表第一(一)項又は (二)項に定める方法で打 ち付けた壁を設けた軸 組</p>	表三 (ち)
		表三 (へ)	
		表三 (は)	

3 評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 訂 後	改 訂 前
<p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定 (ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。) を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすことができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準</p>	<p>第5 評価の方法の基準 (性能表示事項別)</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準 (新築住宅)</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定 (ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。) を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすことができる。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>ホ 階数が2以下の木造の評価対象建築物における基準</p>

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、次の①から⑥まで（等級1への適合判定にあつては⑥）に掲げる基準に適合していること。

- ① 令第46条第4項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1—1(3)ホ①の表1の(イ)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さ(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表二に」とあるのは「表(等級2への適合判定にあつては評価方法基準第5の1—1(3)ホ①の表2を、等級3への適合判定にあつては評価方法基準第5の1—1(3)ホ①の表3をいう。以下この項において同じ。)」に」と、「表二」とあるのは「表」と「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

表1

(イ)	(ろ)
軸組の種類	倍率

建築基準法第6条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の評価対象建築物のうち、階数が2以下のものについては、次の①から⑥まで（等級1への適合判定にあつては⑥）に掲げる基準に適合していること。

- ① 令第46条第4項の規定に適合していること。この場合において、同項中「階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項」とあるのは「第一項」と、「長さの合計」とあるのは「長さ及び評価方法基準第5の1—1(3)ホ①の表1の(イ)項に掲げる軸組の種類に応じて当該軸組の長さ(ろ)項に掲げる数値を乗じて得た長さの合計」と、「次の表二に」とあるのは「表(等級2への適合判定にあつては評価方法基準第5の1—1(3)ホ①の表2を、等級3への適合判定にあつては評価方法基準第5の1—1(3)ホ①の表3をいう。以下この項において同じ。)」に」と、「表二」とあるのは「表」と「国土交通大臣が定める基準に従つて設置」とあるのは「設置」とする。

表1

(イ)	(ろ)
軸組の種類	倍率

<p>昭和56年建設省告示第1100号（以下この欄において「告示」という。）別表第1の<u>(4)</u>、<u>(5)</u>又は<u>(12)</u>の（い）欄に掲げる材料 <u>(5)</u>にあつては、<u>構造用パネライクルボード及び構造用MDFを除く。</u>）を、（ろ）欄に掲げる方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組（壁の高さが横架材間内法寸法の10分の8未満である場合にあつては、当該軸組の両端の柱の距離は2 m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側と同じ材料を同じ方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ横架材間内法寸法の10分の8以上となるように打ち付けた壁（ただし、告示別表第1の<u>(12)</u>の（い）欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあつては、<u>同表</u>（ろ）欄に掲げる方法によつて、当該端部を厚さ3 cm以</p>	<p>昭和56年建設省告示第1100号別表第1 （は）欄に掲げる数値に0.6を乗じた数値に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値</p>
<p>昭和56年建設省告示第1100号（以下この欄において「告示」という。）別表第1の<u>(1)</u>、<u>(2)</u>又は<u>(9)</u>の（い）欄に掲げる材料を、（ろ）欄に掲げる方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ36cm以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組（壁の高さが横架材間内法寸法の10分の8未満である場合にあつては、当該軸組の両端の柱の距離は2 m以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側と同じ材料を同じ方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ横架材間内法寸法の10分の8以上となるように打ち付けた壁（ただし、告示別表第1の<u>(9)</u>の（い）欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあつては、<u>同表第1</u>（ろ）欄に掲げる方法によつて、当該端部を厚さ3 cm以上で幅4 cm以上の木材を用いて柱にくぎ（日本工業規格 A 5508—2005（く</p>	<p>昭和56年建設省告示第1100号別表第1 （は）欄に掲げる数値に0.6を乗じた数値に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じた値</p>

上で幅 4 cm 以上の木材を用いて柱にくぎ（日本工業規格 A 5508—2005（くぎ）に定める N75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（釘の間隔は、30cm以下に限る。）の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。）を有するものとする。この表の(2)において同じ。）

(略)

表 2・表 3 (略)

②～⑥ (略)

へ・ト (略)

(4) (略)

1—2～11—2 (略)

ぎ）に定める N75又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（釘の間隔は、30cm以下に限る。）の片面に打ち付け、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができる。）を有するものとする。この表の(2)において同じ。）

(略)

表 2・表 3 (略)

②～⑥ (略)

へ・ト (略)

(4) (略)

1—2～11—2 (略)